

公調委平成31年（セ）第3号 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、25万8000円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の経営する店舗に設置された室外機等の稼働により発生する騒音によって、睡眠を妨げられ、不快感等により肉体的、精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、申請人の受けた肉体的、精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人は、平成24年××月から、肩書地所在の一戸建て住宅（以下「申請人宅」という。）に居住している（審問の全趣旨）。

イ 被申請人は、熊本市〇〇所在の建物において、肉類販売の店舗（以下「本件店舗」という。）を経営する株式会社である。被申請人は、平成30年3月××日、同所に本件店舗を建設し、同じ頃から本件店舗において営業を開始し、現在も営業している。（審問の全趣旨）

(2) 申請人宅の概要

申請人宅は、昭和52年建築の木造セメント瓦ぶき2階建の建物であり、その間取りは別紙1のとおりである。申請人は、別紙1の寝室と記載された部屋で就寝している。(甲13, 職1, 審問の全趣旨)

(3) 本件店舗の概要

本件店舗は、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建の建物であり、都市計画法における第2種低層住居専用地域に所在する。令和元年9月19日時点における本件店舗の室外機の設置位置の概要は、別紙2のとおりである。本件店舗の東側壁面、南側壁面及び本件店舗の北側屋根上の同図面上青色で表示されている位置に、本件店舗内のエアコン用室外機や冷蔵庫・冷凍庫用室外機等が設置されている。(甲3, 職1, 審問の全趣旨)

本件店舗の営業時間は午前9時30分から午後7時までである(甲32)。

(4) 申請人宅及び本件店舗の位置関係

申請人宅及び本件店舗の位置関係の概要は、別紙2のとおりである。申請人宅の西側は空き地であり、空き地が面している道路を挟んで、さらに西側に本件店舗がある。申請人宅の寝室西側の窓から本件店舗東側の敷地境界までの距離は約18.9mである。

本件店舗敷地の西側は駐車場となっており、駐車場の西側が道路に面している。本件店舗の南側はラーメン店である。本件店舗と申請人宅の間の道路は、交通量は少なく、道路より東側の地域は主として住宅と空き地からなる地域である。(甲11, 20, 職1)

(5) 騒音規制法に基づく規制基準

熊本市では、騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例、熊本市公害防止条例により、騒音について、都市計画法の用途地域によって定める区域毎に規制基準を定めており、当該規制基準は、全ての工場、事業場の敷地境界において適用される。本件店舗の所在する地域は第1種区域(第1種

低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域)に該当し、騒音の規制基準は以下のとおりである。(甲3, 甲19)

昼間 午前8時から午後7時 まで	朝夕 午前6時から午前8時 まで 午後7時から午後10 時まで	夜間 午後10時から翌日午 前6時まで
50 dB	45 dB	40 dB

なお、「昼間」、「朝夕」、「夜間」と記載する場合には、特段の記載がない限り、それぞれ上記の時間帯を表すものとする。

(6) 騒音影響に関する屋内指針等

ア 中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について(答申)」(平成10年5月22日)では、屋内において睡眠影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針として、一般地域の夜間(午後10時から翌日午前6時まで)は35 dB以下との指針値(以下「騒音影響に関する屋内指針値(夜間)」という。)が設定されている。(職3)

イ 世界保健機関(WHO)の「環境騒音ガイドライン」(1999年)では、睡眠への影響は、等価騒音レベルで約30 dBから顕在化するため、連続的な騒音に対する寝室におけるガイドライン値を、等価騒音レベル(8時間で平均化した騒音レベル)で30 dBと定めている。(職3)

また、WHO欧州地域事務局の「欧州の夜間騒音ガイドライン」(2009年)では、年間平均夜間騒音レベルが30 dBまでは、個人の感受性や環境によって異なるものの、実質的な生体影響は見られないとしつつ、年間平均夜間騒音レベルが30~40 dBの場合、体動、覚醒反応、自己申告による睡眠妨害、覚醒状態といった、睡眠への多くの影響が見られる

ため、年間平均夜間騒音レベル40dBを屋外における欧州の推奨夜間騒音ガイドライン値としている。(甲22, 24, 職3)

2 当事者の主張

(1) 申請人の主張

ア 被申請人は、本件店舗の営業を開始した当時、本件店舗の東側壁面に、本件店舗内のエアコン用室外機(以下「本件エアコン用室外機」という。)2台と冷凍庫用室外機(以下「本件冷凍庫用室外機」という。)2台の合計4台を稼働させ、騒音を発生させた。本件冷凍庫用室外機2台については、24時間稼働させ、音を出し続けた。本件エアコン用室外機についても、午前6時台から稼働することがあり、それによって目を覚ますことがあった。

熊本市役所環境政策課(以下、単に「環境政策課」という。)担当者が平成30年8月××日から同月××日までの間で実施した騒音測定においては、全ての時間帯で、熊本市の規制基準を超える騒音レベルを計測した(甲1)。

被申請人は、平成30年9月△△、本件冷凍庫用室外機2台を移設し、残る本件エアコン用室外機2台は本件店舗の営業終了後に稼働させることはないとのことだったが、本件エアコン用室外機2台の夜間の稼働を何度も確認した。

以上のとおり、申請人は、平成30年6月末頃から、本件冷凍庫用室外機2台の移設工事完了後に熊本市が実施した同年10月××日から同月××日までの間の騒音測定の結果について連絡があった日(同月××日)までの間、本件店舗に設置された上記4台の室外機を含む室外機類や建物内部の機械類から発生する騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的、精神的に多大な苦痛を被った。

本件は、被申請人が本件店舗を設計する段階で、設置する機器が発する

音量，それらが周辺に及ぼす影響等を考慮していれば，十分に防げたものである。被申請人は，第2種低層住居専用地域で営業するにもかかわらず，規制基準を遵守する意識が希薄であり，申請人に対する謝罪や説明もなく，申請人が申し立てた民事調停も即不成立となるなど，被申請人の対応により，申請人は更なる精神的苦痛を受けた。

イ 被申請人は，営業終了後には稼働しないことを理由に本件エアコン用室外機2台を移動しなかったにもかかわらず，平成30年10月××日から令和元年××月××日までの間，その室外機を故意又は不注意により，営業時間外に△△回稼働させた。申請人は，稼働の度に安眠と平穏な生活を乱され，肉体的にも精神的にも多大な苦痛を受けた。

ウ 損害額

申請人の受けた上記ア及びイ記載の肉体的，精神的苦痛を慰謝するには上記アに係る慰謝料20万円及び上記イに係る慰謝料5万8000円の合計25万8000円が相当である。

(2) 被申請人の主張

ア 被申請人は，本件店舗の営業開始以来，本件冷凍庫用室外機2台を24時間稼働させて音を出していることは認めるが，本件エアコン用室外機2台については，本件店舗営業終了後は稼働停止するので，夜間は稼働していない。また，被申請人が熊本市の規制基準を超える騒音を発生させていたとする点は否認する。

被申請人は，平成30年9月△△に本件冷凍庫用室外機2台を移設し，環境政策課担当者が同年10月××日から同月××日までの間に実施した騒音測定においては，全ての時間帯において熊本市の規制基準を満たしていると報告があった（甲8）。

被申請人が発生させる音は騒音とまでいえるレベルではなく，本件冷凍庫用室外機2台を移設した後は，音は改善している。被申請人の発生させ

る音と申請人の不眠及びその他の症状とは因果関係がない。

被申請人は、当初、熊本市の規制基準を超えているとは知らなかったの
であり、環境政策課担当者から指摘されて知り、室外機移設等の改善策を
採ったものである。申請人が申し立てた民事調停が第1回期日で不成立と
なったことは認めるが、被申請人は、調停において、環境政策課担当者か
ら指摘を受けて室外機の移設等しかるべき改善措置を採った結果、窓を閉
めれば音は全く聞こえなくなったにもかかわらず、申請人から慰謝料を請
求されてもこれに応じられないと述べたものである。

イ 損害額

申請人が主張する損害の発生については、否認する。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が
認められる。

(1) 本件店舗に設置された室外機の配置及び稼働状況

ア 室外機の配置

被申請人は、平成30年3月に本件店舗の営業を開始した当時、本件店
舗の東側壁面に本件エアコン用室外機2台と本件冷凍庫用室外機2台を設
置した。本件エアコン用室外機2台は、別紙3【機械配置図】の⑦⑧と表
示のある箇所に設置され、本件冷凍庫用室外機2台は、別紙3の「架台」
と表示のある箇所に設置された。

被申請人は、本件店舗の南側壁面に本件店舗内の冷凍ショーケース用な
どの室外機3台（別紙3の②，③，④），本件店舗建物の2階に設置され
たエアコン用の室外機2台（別紙3の⑤，⑥）を設置した。さらに、本件
店舗の北側屋根上に本件店舗建物の2階に設置されたエアコン用の室外機
2台（別紙3の⑪，⑫）を設置した（設置時期は不明だが、本件店舗の北

側屋根上には同じく本件店舗建物の2階に設置されたエアコン用の室外機がもう1台(別紙3の⑩)ある。)その後、被申請人は、平成31年××月までに、本件店舗の南西隅にショーケース用の室外機1台(別紙3の①)及び本件店舗の北側屋根上にエアコン用室外機1台(別紙3の⑨)を設置した。(職1、職2-1、審問の全趣旨)

イ 室外機の稼働状況

本件冷凍庫用室外機2台は、24時間稼働しており、本件エアコン用室外機2台は、原則として、午前8時から午後7時まで稼働している。ただし、本件エアコン用室外機2台が、夜間及び早朝に稼働することがあったことは、後記(10)のとおりである。

本件店舗の南側壁面に設置された本件店舗内の冷凍ショーケース用などの室外機3台のうち2台(別紙3の③④)は24時間稼働し、残り1台(別紙3の②)は、原則として営業時間内に稼働している。本件店舗建物の2階に設置されたエアコンはいずれも使用しておらず、本件店舗の南側壁面と北側屋根上にそれぞれ設置された2階エアコン用室外機は、いずれも稼働していない。(職1、職2、審問の全趣旨)

(2) 申請人の騒音に対する対応

ア 騒音の苦情申出

申請人は、平成30年7月××日、被申請人に対し、午後11時から翌日午前6時までの間は音を出すのをやめて欲しいなどの希望を記載した文書を送付した(甲2)。

申請人は、同年8月××日、環境政策課担当者に対し、本件店舗の室外機の音がうるさく、眠りを妨げられるなどと申し出た(職2-1)。

イ 医療機関の受診等

申請人は、平成30年××月下旬頃から、胸部を締め付けられるような症状を感じたため、同年××月××日、医療機関において、健康診断を受

けた際に相談したところ、医師から、そのような場合は、心療内科を受診することが多いものの、薬に頼りすぎると逆効果になることもあると聞き、通院を躊躇したため、その後の服薬歴や受診歴はない（審問の全趣旨）。

- (3) 環境政策課担当者は、平成30年8月××日から同月××日までの間、申請人宅南西側の隣家の玄関先において、騒音測定を実施した。その測定結果は、暗騒音補正なしで、以下のとおりであった。

	L5	Leq	L50	L95
昼間	57.7 dB	54.2 dB	52.6 dB	50.5 dB
朝夕	55.5 dB	52.0 dB	51 dB	48.3 dB
夜間	55.4 dB	50.6 dB	49.2 dB	47.9 dB

環境政策課担当者は、同月××日、被申請人の担当者に対し、上記測定結果を示して、熊本市の規制基準を遵守するよう求め、騒音対策をするよう要請した。（甲1，職2-1）

- (4) 被申請人は、平成30年9月××日までに、本件冷凍庫用室外機2台を本件店舗の北側屋根上に移設した。本件冷凍庫用室外機2台を移設した箇所は、別紙3の⑬⑭の位置であり、同室外機前面は西側に向けられている。（甲1，職1，職2-1）

- (5) 環境政策課担当者は、平成30年10月××日から同月××日までの間、本件店舗の東側の敷地境界（本件エアコン用室外機から見て北東方向の地点）において、騒音測定を実施した。

その測定結果は、暗騒音補正なしで、以下のとおりであった。

	L5	Leq	L50	L95
昼間	49 dB	45 dB	44 dB	40 dB
朝夕	43 dB	41 dB	40 dB	38 dB
夜間	40 dB	39 dB	38 dB	36 dB

環境政策課担当者は、同月××日、申請人に対し、全ての時間帯で熊本市

の規制基準を満たしており，被申請人に対しこれ以上の措置を求めることは難しいと説明した。（甲 8，職 2－1）

(6) 申請人は，平成 30 年××月××日，熊本簡易裁判所において，被申請人に対する民事調停を申し立てた。同調停事件は，同年××月××日，不成立により終了した。（甲 7，審問の全趣旨）

(7) 環境政策課担当者は，平成 30 年 11 月××日から同月××日までの間，本件店舗の東側の敷地境界（本件店舗建物の南東隅の付近の地点）において，騒音測定を実施した。

その測定結果は，暗騒音補正ありで，以下のとおりであった。

	L 5	L e q	L 5 0	L 9 5
昼間	5 0 d B	5 0 d B	4 9 d B	5 2 d B
朝夕	4 4 d B	4 3 d B	4 7 d B	4 1 d B
夜間	4 4 d B	3 8 d B	4 6 d B	3 8 d B

環境政策課担当者は，同月××日，被申請人の担当者に対し，夜間の騒音レベルが熊本市の規制基準を超える可能性があるため，追加の対策を講じるよう要請した。（甲 10，職 2－1）

(8) 申請人は，平成 31 年 3 月 8 日，公害等調整委員会に対し，本件裁定申請を行った（当裁定委員会に顕著な事実）。

(9) 被申請人は，令和元年 5 月××日までに，本件店舗の南側壁面に設置した本件店舗内の冷凍ショーケース用などの室外機 3 台の東側（別紙 3 の④と⑤の間の赤い点線で示した箇所），本件エアコン用室外機 2 台の前及び北側屋根上に移設した本件冷凍庫用室外機 2 台の背面（別紙 3 の⑬と⑭の右側の赤い点線で示した箇所）に，防音のためにパネルを設置した。

環境政策課担当者は，同日，現地を確認し，被申請人の担当者に対し，本件エアコン用室外機 2 台の前に設置したパネルと北側屋根上に移設した本件冷凍庫用室外機 2 台の背面に設置したパネルは，室外機が完全に隠れる程度

まで設置した方がより防音効果があると提案した。

環境政策課担当者は、同日から翌××日までの間、本件店舗の東側の敷地境界の2地点（本件店舗建物の南東隅の付近の地点及び本件エアコン用室外機2台から見て北東方向の地点）において、騒音測定を実施した。その測定結果は、一部の数値を除いておおむね前記(7)の測定結果以下であり、熊本市の規制基準を満たしていた。（職1，2-1）

(10) 本件エアコン用室外機2台の夜間及び早朝の稼働とそれに対する指導

申請人は、平成30年10月××日から令和元年××月××日までの間、複数回にわたり、本件エアコン用室外機の夜間及び早朝の稼働を確認したとして、環境政策課担当者に報告した（甲14）。

被申請人の担当者は、平成31年××月××日、環境政策課担当者に対し、年末年始に、夜10時頃まで本件店舗内で作業していたことがあると述べた。これに対し、環境政策課担当者は、営業終了後には本件店舗内の空調の電源を切ることを徹底するよう要請した。

環境政策課担当者は、その後も、被申請人に対し、本件エアコン用室外機の稼働について、夜間の稼働停止を徹底するよう指導を継続した。（職2-1）

申請人は、令和元年6月××日午後□□時□□分、本件エアコン用室外機の音で目が覚めたとして、同月××日、環境政策課担当者に報告をし、環境政策課担当者は、同日、被申請人の担当者から事情を聞いた。被申請人の担当者は、本件店舗の従業員が消し忘れたかもしれないと述べたため、環境政策課担当者は、営業終了後には電源を切ることを徹底するよう指導した。（甲14，職2-1）

申請人は、令和元年8月××日午前□□時□□分、本件エアコン用室外機の稼働を確認したとして、環境政策課担当者に報告した。環境政策課担当者は、同日、被申請人の担当者に対し、エアコンのシステムに不具合等がない

か原因の調査を指示した。その結果、同月××日、原因不明であるが、タイマーで日付や曜日を指定して9時間後に稼働するように設定されていたことが判明し、被申請人は、当該設定をリセットするようエアコン業者に依頼した。（甲29，職2-1）

環境政策課担当者は、同月××日、被申請人担当者から朝6時30分頃から本件店舗内のエアコンを稼働させることがあると聴取したため、被申請人担当者に対し、できる限りエアコンを稼働させ始める時間を遅くするよう要請した。（甲29，職2-1）

(11) 被申請人は、令和元年9月××日までに、本件店舗敷地の東側と南側（別紙3の赤の実線部分）に木製の防音壁をL字型に設置した。これにより、本件店舗の東側壁面に設置された本件エアコン用室外機2台は、本件店舗東側道路から見えなくなった。

(12) 職権による現地調査及び騒音測定の結果

公害等調整委員会事務局職員は、専門委員立会いの下、令和元年9月19日、申請人宅及び本件店舗並びにその周辺の調査を行い、騒音測定を実施した（以下「本件職権調査」という。）。その実施状況と測定結果は以下のとおりである。（職1，3）

ア 本件冷凍庫用室外機の騒音レベル

本件店舗の北側屋根上に設置された本件冷凍庫用室外機2台のうち、1台を停止させ、1台を稼働させた状態で騒音測定を実施した。

本件冷凍庫用室外機1台の稼働時の騒音レベルは、測定時の暗騒音による変動が少ない時点における $L_{e,q}$ 相当値で、58dBであった。なお、測定中、室外機はほぼ一定の状態に稼働していた。

イ 申請人宅内外の騒音（家屋の内外音圧レベル差）

申請人宅敷地の西側の地点（別紙1の寝室の西側窓の外の地点）と申請人宅寝室内の地点において、騒音測定を実施し、家屋の内外音圧レベル差

を算定した。寝室内での騒音測定は、西側の窓を開け網戸は閉めた状態（以下「窓開け」という。）と窓を閉めて鍵をかけ障子も閉めた状態（以下「窓閉め」という。）で実施した。

家屋の内外音圧レベル差は、窓開け時が -7.8 dB、窓閉め時が -13.4 dBであった。

ウ 本件エアコン用室外機前の騒音（防音壁の遮音効果）

本件エアコン用室外機2台の前方において、防音壁の内側の地点と防音壁の外側の地点で、騒音測定を実施し、遮音効果を算定した。

防音壁の内側と外側の差（防音壁の遮音効果）は、 -13.3 dBであった。

エ 本件店舗の南側壁面に設置された室外機及び本件店舗内に設置された冷蔵庫・冷凍庫の騒音並びにその他の騒音源

本件職権調査の際、本件店舗の南側壁面に設置された室外機及び本件店舗内に設置された冷蔵庫・冷凍庫から顕著な騒音が発生している様子は認められなかった。

申請人宅周辺には本件店舗以外の騒音源となり得るものは外観上確認できなかった。

- (13) メーカー公開の性能表における騒音レベルは、本件冷凍庫用室外機2台はいずれも 54.1 dB、本件エアコン用室外機2台は、 48 dBと 50 dB（冷房運転時）である。これらはいずれも無響室内、本体前方1メートルでの値である。（甲30，職3）

2 申請人の主張に対する判断

室外機等の稼働に伴い発生する騒音による被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害となるかどうかは、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③当該室外機等の設置された建物等の所在地の地域環境、④侵害行為開始後の経過及び状況、その間に採られた被

害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決するのが相当である。そこで、申請人の被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかについて検討する。

(1) 被申請人の侵害行為の態様、侵害の程度について

ア 本件冷凍庫用室外機2台を移設するまでの推定騒音レベル

申請人は、平成30年6月末頃から同年××月××日までの間、本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の稼働に伴い発生する騒音による被害を受けたと主張するが、前記認定事実(4)のとおり、その期間中の同年9月××日までに、本件冷凍庫用室外機2台は本件店舗の東側から本件店舗の北側屋根上に移設されているから、その移設前の期間の騒音レベルについて、まず判断する。

その期間の騒音の状況については的確な騒音測定の結果がなく、当時の騒音レベルについては、室外機の性能や現地調査の結果等から推定するほかない。なお、移設前の騒音測定結果としては、環境政策課担当者が、平成30年8月××日から同月××日までの間、実施した騒音測定結果があるが、騒音測定の地点が申請人宅南西側の隣家の玄関先であるため、申請人宅（寝室）の騒音レベルを評価するには不適切であり、暗騒音補正がなされていないなどの問題点もあるから、採用することができない。

専門委員作成の意見書（職3）によれば、上記期間の本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の稼働に伴い発生する騒音の申請人宅（寝室内）における騒音レベルは、以下のとおりと推定される。

(ア) 本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の騒音レベル

認定事実(12)アのとおり、本件職権調査で測定された本件冷凍庫用室外機1台の騒音レベル（測定時の暗騒音による変動が少ない時点におけるLeq相当値）は、58dBであった。この値は、設置面からの反射の

影響（最大で+3 dB）及び暗騒音の影響が加算されたものであることを考慮すると、本件冷凍庫用室外機1台の本来の騒音レベルは、メーカー公開の性能表に示される値である54.1 dB（認定事実(13)参照）とほぼ等しかったと考えられる。そして、それ以外の各室外機についても、各室外機の性能表の値は無響室内で測定されたものであり、また稼働条件も現場での使用時と必ずしも同じではないものの、上記の測定対象となった本件冷凍庫用室外機1台と同様に、本来の騒音レベルが性能表の値（認定事実(13)のとおり、本件冷凍庫用室外機はもう1台も54.1 dB、本件エアコン用室外機は48 dBと50 dB）と異なる理由は見当たらないから、これらの値に等しかったと認めることができる。

これらの値を用いて、本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台が同時に稼働した場合の前方1メートルの地点における騒音レベルを計算すると、58.3 dBと認められる。同様に、本件エアコン用室外機2台が停止し、本件冷凍庫用室外機2台だけが稼働していた場合の騒音レベルを計算すると、57.1 dBと認められる。

(イ) 伝搬経路の影響

室外機から発生した騒音は、申請人宅に伝搬する過程で減衰するほか、周囲の大きな面で反射して届く。本件では、本件店舗の東側外壁、申請人宅西側空地の地面及び申請人宅南西側の隣家の外壁の3つが反射面となる。被申請人店舗敷地から申請人宅寝室までの距離（約18.9メートル、前提事実(4)参照）と上記反射を考慮して計算すると、伝搬経路における減衰量は、反射率1.0（音を全て反射する）の場合は16.5 dB、より現実的な値である反射率0.5の場合は20.2 dBと推定される。

(ウ) 申請人宅による遮音の影響

申請人宅外部に届いた騒音は、内部（申請人宅寝室）に進入する過程

で家屋自体の遮音の影響を受ける。その遮音量は、前記認定事実(12)イのとおり、窓開け時において7.8 dB、窓閉め時において13.4 dBであった。

したがって、申請人宅に到達した反射率1.0での騒音のレベル41.8 dB（全4台）又は40.6 dB（冷凍庫用2台）からそれぞれこの値を減算すると、申請人宅寝室には、窓開け時において34.0 dB又は32.8 dB、窓閉め時において28.4 dB又は27.2 dBで室外機の騒音が届いていたと推定される。これらの値は、反射率を最大としているから、申請人宅寝室に到達する室外機の騒音として考え得る、それぞれの稼働台数における最大レベルである。

また、上記(イ)と同様に、より現実的な値として反射率0.5を仮定し、申請人宅に到達する騒音のレベル38.1 dB（全4台）又は36.9 dB（冷凍庫用2台）にそれぞれ遮音の影響を加味すると、寝室内での騒音レベルは、窓開け時には30.3 dB又は29.1 dB、窓閉め時には24.7 dB又は23.5 dBであったと推定される。

よって、申請人宅（屋外及び寝室内）における本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の全4台又は本件冷凍庫用室外機2台の稼働に伴う騒音レベルは、以下のとおりと推定される。

	稼働室外機	屋外	寝室内 (窓開け時)	寝室内 (窓閉め時)
推定される最も 高い騒音レベル (dB)	全4台	41.8	34.0	28.4
	冷凍庫用2台	40.6	32.8	27.2
現実的に想定さ れる騒音レベル (dB)	全4台	38.1	30.3	24.7
	冷凍庫用2台	36.9	29.1	23.5

なお、申請人は、本件冷凍庫用室外機の騒音について、夜中に稼働した際に、かなりの大きな音がしたなどと主張し、平成30年6月末頃から同年××月××日までの間の本件冷凍庫用室外機の稼働に伴い発生する騒音について、専門委員の推定する騒音レベルより大きい音がすることがあったと主張し、当時の録音・動画を証拠として提出する（甲16、38）。しかし、前記認定事実(12)のとおり、本件職権調査においては、移設後の本件冷凍庫用室外機2台はほぼ一定の状態で稼働しており、実際に測定した騒音レベルを考慮して専門委員は推定を行っている。これに対し、申請人が提出する証拠では騒音レベルは明らかでなく、騒音源を特定することも困難であって、本件冷凍庫用室外機から申請人が主張するような特異的に大きな音が出ていたことを認めるに足りる証拠はないというほかないから、申請人の上記主張は採用することができない。

(エ) 本件店舗の南側壁面に設置された室外機及び本件店舗内に設置された冷蔵庫・冷凍庫の稼働に伴い発生する騒音について

前記認定事実(12)エのとおり、本件店舗の南側壁面に設置された室外機及び本件店舗内に設置された冷蔵庫・冷凍庫から顕著な騒音は発生しておらず、前記認定事実(7)及び(9)記載の環境政策課の騒音測定の結果である本件店舗建物の南東隅の付近の地点における昼間の L_{eq} の値50dBを全て南側壁面に設置された室外機又は本件店舗内に設置された冷蔵庫・冷凍庫からの騒音とみなしたとしても、それらは本件店舗の東側壁面に設置されていた本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の騒音よりも十分に小さいということができ、それぞれ上記50dBという値を用いて計算しても、上記4台による騒音に付加して増加させる値はごくわずか（1.1dB）であると認められるから、申請人宅の騒音レベルの推定においては考慮する必要がない。

イ 本件冷凍庫用室外機2台の移設までの推定騒音レベルの評価

前記認定事実(10)のとおり，被申請人は，環境政策課担当者からの指導にもかかわらず，本件エアコン用室外機を夜間に稼働させることがあったと認められることから，平成30年6月末頃から本件冷凍庫用室外機2台の移設までの間においても，本件エアコン用室外機2台が夜間に稼働することがあったというべきである。そこで，夜間を含む上記期間において本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台が稼働したことに伴い発生する騒音並びに本件冷凍庫用室外機2台のみが稼働したことに伴い発生する騒音の両方について検討するが，専門委員作成の意見書（職3）によれば，上記騒音の申請人宅（寝室内）において推定される騒音レベルは，以下のとおり評価することができる。

(ア) 本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台が稼働した場合（窓閉め時）

全4台の室外機が稼働した場合の申請人宅屋外の騒音レベルの推定値（最大で41.8 dB，現実的には38.1 dB）は，前記前提事実(6)イ記載の「欧州の夜間騒音ガイドライン」における屋外の推奨夜間騒音ガイドライン値である40 dBを超えるか超えないかといったレベルである。また，同じく窓閉め時の申請人宅寝室内の騒音レベルの推定値（最大で28.4 dB，現実的には24.7 dB）は，30 dB未満であり，睡眠に影響がないと考えられる低いレベルである。したがって，窓閉め時であれば，全4台が稼働したときであっても，その騒音は申請人の睡眠に影響を及ぼすレベルではなかったと考えられる。

(イ) 本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台が稼働した場合（窓開け時）

窓開け時の申請人宅寝室内の騒音レベルの推定値（最大で34.0 dB，現実的には30.3 dB）は，前記前提事実(6)ア記載の中央環境審議会の騒音影響に関する屋内指針値（夜間）である35 dB以下は満た

しているものの、前記前提事実(6)イ記載のWHOの「環境騒音ガイドライン」が指摘する睡眠への影響が顕在化するレベルである30 dBに相当する。

(ウ) 本件冷凍庫用室外機2台が稼働した場合（窓開け時）

本件エアコン用室外機が停止し、本件冷凍庫用室外機2台だけが稼働している場合でも、窓開け時の申請人宅寝室内の騒音の推定値（最大で32.8 dB、現実的には29.1 dB）は、現実的には上記30 dBを下回ってはいるが、騒音に対する感受性の高い者には睡眠への影響があり得るレベルである。

ウ 本件冷凍庫用室外機2台の移設（遅くとも平成30年9月××日まで）の後の騒音レベル

申請人が被害を受けたと主張する平成30年6月頃から同年××月××日までの期間のうち、本件冷凍庫用室外機2台の移設（遅くとも同年9月××日まで）の後の期間及び申請人が本件エアコン用室外機2台を営業時間外に△△回稼働させたことに伴い発生する騒音による被害を受けたと主張する同年10月××日から令和元年××月××日までの期間においては、いずれも本件冷凍庫用室外機2台は既に移設されている。

上記期間においては、被申請人が、本件エアコン用室外機2台を夜間に稼働させることがあったとしても、本件エアコン用室外機2台のみの稼働に伴い発生する騒音レベルは、本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の全4台が稼働していた場合と比較して、低い騒音レベルであったことは明らかである。しかも、前記認定事実(13)によれば、本件エアコン用室外機2台の性能表上の騒音レベルは、本件冷凍庫用室外機2台より低いものであり、本件エアコン用室外機2台のみの稼働に伴い発生する騒音レベルは、本件冷凍庫用室外機2台のみが稼働していた場合と比較しても、低い騒音レベルであったと認められる。そうすると、本件冷凍庫用

室外機 2 台のみが稼働していた場合においては、上記イ(ウ)のとおり、窓開け時においても、現実的には、WHOの「環境騒音ガイドライン」が指摘する睡眠への影響が顕在化するレベルである30 dBを下回るような騒音レベルであるから、本件エアコン用室外機 2 台のみの稼働で、それより更に低い騒音レベルであれば、睡眠に影響を及ぼすような騒音レベルであったとはいえない。

エ 小括

以上のとおり、平成30年6月末頃から同年××月××日までの間のうち、本件冷凍庫用室外機 2 台の移設時まで(遅くとも同年9月××日まで)の間については、本件店舗の東側壁面に設置された本件冷凍庫用室外機 2 台及び本件エアコン用室外機 2 台の騒音レベルは、全4台が稼働していたとしても、申請人宅寝室内で窓閉めの状態であれば、推定される騒音レベルは申請人の睡眠に影響を及ぼすレベルではなかったと認められる。しかし、窓開けの状態で全4台が稼働していた場合及び本件冷凍庫用室外機 2 台のみの稼働の場合、推定される騒音レベルは、騒音影響に関する屋内指針値(夜間)を下回っているものの、WHOの上記ガイドラインを考慮すると、申請人の睡眠に影響を及ぼす可能性がなかったとはいえない。

一方、上記期間のうちの本件冷凍庫用室外機の移設(遅くとも平成30年9月××日まで)の後の期間及び平成30年10月××日から令和元年××月××日までの期間の本件エアコン用室外機 2 台の稼働については、窓開けの状態であったとしても、申請人宅の寝室内に到達する騒音レベルは、本件冷凍庫用室外機 2 台のみの稼働と比較して低いレベルだったと認められ、睡眠に影響を及ぼすレベルではなかったと認められる。

なお、申請人は、本件冷凍庫用室外機 2 台及び本件エアコン用室外機 2 台の稼働に伴い発生する騒音が、熊本市の規制基準を超える騒音レベルであることも主張する。前記認定事実(3)記載の環境政策課担当者による騒音

測定は、暗騒音の補正がされていないため、暗騒音の影響を最も受けにくいL95の値をみると、申請人宅南西にある隣家の玄関先において、昼間は熊本市の規制基準と同程度、朝夕及び夜間は規制基準を上回る騒音が測定されている（前記前提事実(5)、職3【3頁注9】）。しかし、申請人宅は、別紙2のとおり、本件店舗とは道路及び空き地を挟んだ距離関係にあり、申請人宅寝室の西側の窓から本件店舗の東側の敷地境界までの距離は約18.9mであって、上記測定地点とは、本件冷凍庫用室外機及び本件エアコン用室外機からの距離が異なっていることは明らかである。申請人の被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかについて判断するに当たっては、申請人が生活する申請人宅に到達する騒音の程度を考慮して判断すべきであり、上記測定地点において熊本市の規制基準を上回っていたことは、上記の申請人宅（寝室内）における騒音レベルの評価についての認定判断を左右しない。

(2) 被侵害利益の性質と内容について

ア 本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の稼働に伴い発生する騒音による被侵害利益について

申請人は、平成30年6月末頃から同年××月××日までの間、本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台を含む室外機類や建物内部の機械類から発生する騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定により肉体的、精神的に多大な苦痛を被ったと主張する。上記(1)の認定判断によれば、上記期間のうち、本件冷凍庫用室外機2台の移設（遅くとも平成30年9月××日まで）以前の時期に、申請人が常時窓開けの状態で見守っていたとすれば、本件冷凍庫用室外機2台の稼働により、申請人の睡眠に影響を及ぼす可能性は否定できない（それより後の時期、あるいは、それ以前であっても、窓閉めの状態であれば、申請人の睡眠に影響を及ぼすような騒音レベルであったとは認められない。）。

しかし、平成30年6月末頃から本件冷凍庫用室外機の移設まで（遅くとも同年9月××日まで）の期間は、約3か月であって、申請人が本件冷凍庫用室外機2台の稼働に伴い発生する騒音に曝^{さら}された期間は短期間であった。また、申請人は、前記認定事実(2)イのとおり、一度は医師に相談したものの、その後の服薬歴や通院歴はないことから、睡眠に影響があったとしても、その程度が治療の対象となるようなものであったと認めることはできず、軽度なものであったというほかない。

また、本件冷凍庫用室外機2台の移設後、あるいはそれ以前でも窓閉めの状態のときの騒音レベルは、睡眠に影響を及ぼすような騒音レベルとは認められないから、申請人の被害は、不快感などの精神的被害にとどまる。

イ 本件エアコン用室外機2台の営業時間外の稼働に伴い発生する騒音による被侵害利益について

申請人は、平成30年10月××日から令和元年××月××日までの間、本件エアコン用室外機2台を営業時間外に△△回稼働させたことに伴い発生する騒音により、安眠と平穏な生活を乱され、肉体的にも精神的にも多大な苦痛を受けたとも主張する。

しかし、上記(1)ウのとおり、本件エアコン用室外機2台の稼働については、窓開けの状態であったとしても、申請人宅寝室に到達する騒音レベルは、睡眠に影響を及ぼすレベルではなかったと認められ、しかも、申請人の主張によっても、約××か月間に△△回稼働したというもので、稼働が恒常的なものであったとは認められないから、不快感など精神的被害の程度としても大きくなかったというべきである。

(3) 申請人宅の所在地の地域環境について

前記前提事実(4)によれば、申請人宅と本件店舗の間の道路より東側（申請人宅側）は、住宅と空き地となっているが、本件店舗の西側の道路に面して、本件店舗以外にも飲食店があり、商業活動を行っている店舗と近接する関係

にあることからすると、申請人宅の所在地が地域的に特に静ひつな環境にあるとまでは認められない。

(4) 侵害行為開始後の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果について

申請人は、前記認定事実(2)アのとおり、平成30年7月××日、被申請人に対し、夜間に音を出すのをやめるよう文書を送付し、同年8月××日、環境政策課担当者に対しても、苦情を申し出た。その後、環境政策課担当者からの指導を受け、被申請人は、前記認定事実(4)のとおり、上記の文書送付の2か月以内である同年9月××日までに、本件冷凍庫用室外機2台を、申請人宅から離れた本件店舗の北側屋根上に移設した。移設の結果、前記(1)ウの認定判断のとおり、騒音レベルは低減しており、被申請人の行った本件冷凍庫用室外機2台の移設は、一定の効果があったものと評価できる。また、被申請人は、前記認定事実(9)のとおり、本件店舗の南側壁面に設置した室外機3台の東側、本件エアコン用室外機2台の前、北側屋根上の本件冷凍庫用室外機2台の背面に防音のためにパネルを設置する対策も行っている。

さらに、被申請人は、前記認定事実(11)のとおり、本件店舗敷地の東側と南側に木製の防音壁を設置し、前記認定事実(12)ウのとおり、遮音効果も-13.3dBであり、申請人宅に到達する騒音レベルを十分に低減させる対策を採ったと評価できる。

確かに、被申請人は、前記認定事実(10)のとおり、本件エアコン用室外機2台を夜間稼働させないよう環境政策課担当者から指導されていたにもかかわらず、これを稼働させることが複数回あり、夜間稼働の停止が不徹底だった面はあるが、これも従業員の不注意やエアコンのシステム設定に問題があったことに起因するもので、申請人に対してことさら不誠実な対応を採ったものではない。

なお、その他、申請人が申し立てた民事調停に対する対応を含め、被申請

人の対応がことさら不誠実であったとは認められない。

(5) 上記各考慮要素を総合した判断

以上のとおり，侵害行為の態様，侵害の程度と被侵害利益の性質と内容については，本件冷凍庫用室外機2台を移設するまでの期間は，本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の場合並びに本件冷凍庫用室外機2台のみの場合の騒音レベルは，常時窓開けの状態では就寝していたとすれば，睡眠影響の可能性は否定できないものの，その程度は，騒音に曝された期間や医療機関の受診状況に照らせば，軽度なものといえる。また，本件冷凍庫用室外機2台の移設後，あるいは移設前であっても，窓閉めの状態であれば，騒音レベルは睡眠に影響を及ぼすようなものではなく，申請人が主張する平成30年10月××日から令和元年××月××日までの間の本件エアコン用室外機2台の営業時間外の稼働についても，同様に，申請人の被害は不快感等の精神的被害にとどまる。

これらの事情に加え，申請人宅の所在地が地域的に特に静ひつな環境にあるとまでは認められないこと，並びに，被申請人が，本件冷凍庫用室外機2台を，申請人が苦情を申し出た後，比較的速やか（2か月以内）に申請人宅から離れた本件店舗の北側屋根上に移設し，騒音レベルが低減したこと，木製の防音壁を設置し，申請人宅に到達する騒音レベルを十分に低減させる対策を採ったこと及び申請人に対してことさら不誠実な対応を採ったものではないことも総合的に考慮すれば，本件冷凍庫用室外機2台及び本件エアコン用室外機2台の稼働に伴い発生する騒音による申請人の被害が，一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものとは認められない。

3 結論

よって，申請人の本件裁定申請は，理由がないから，棄却することとし，主文のとおり裁定する。

令和2年10月27日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 田 隆 利

裁定委員 都 築 政 則

裁定委員高橋滋は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 松 田 隆 利

(別紙省略)